

記載例

相続人代表者指定届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

盛岡市長 内 舘 茂 様

相続人代表者の住所、氏名、生年月日、電話番号、被相続人との続柄を記入願います。

相続人代表者

住 所 盛岡市内丸12-34

ふりがな 氏 名 盛岡 花子

生年月日 昭和60年12月31日

電 話 019-111-2222

(被相続人との続柄 妻)

被相続人の市民税・県民税・森林環境税及び軽自動車税種別割に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）又は還付に関する書類について、私が受領する代表者となりましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届出します。

被相続人	住 所	盛岡市内丸12-34		
	ふりがな氏 名	盛岡 太郎		
	死亡年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
相続人	ふりがな氏 名	続柄	住 所	相続分
	盛岡 花子	妻	岩手県盛岡市内丸12-34	1/2
	盛岡 一郎	長男	岩手県盛岡市内丸111-1	1/4
	盛岡 花美	長女	宮城県仙台市青葉区国分町12-34	1/4
				/
				/
備考				

～書き方の注意点～

〈相続人代表者の指定について〉

相続された方や遺言により財産を譲り受けることとなった方が2人以上いる場合には、そのうちから被相続人の市民税・県民税・森林環境税及び軽自動車税(種別割)に関する書類を代表して受領する人を指定してください。

なお、弁護士や司法書士等に財産管理を委任している場合は、事務所の所在地、事務所名、担当者名及び連絡先をご記入ください。

〈相続人等に関する記載について〉

1 「氏名」欄

すべての相続人や包括受遺者(相続を放棄した人を除く)について記載してください。

2 「続柄」欄

被相続人からみた続柄を記載してください。

3 「住所」欄

相続人や包括受遺者の現住所を記載してください。

4 「相続分」欄

各相続人がそれぞれの相続割合(予定でも可)を記載してください。

法定相続分により財産を取得している人は、次の割合となります。

(例) ①相続人が配偶者と子の場合…配偶者は1/2、子は1/(子の人数×2)

②相続人が配偶者と父母の場合…配偶者は2/3、父母は全員で1/3

③相続人が配偶者と兄弟姉妹の場合…配偶者は3/4、兄弟姉妹は全員で1/4

子や直系尊属、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上いる場合、各人の相続分は均等になります。

なお、相続人の子や兄弟姉妹が相続開始前に死亡しており、これらの人に子がいる場合は、代襲して相続しますが、この場合、法定相続分は子や兄弟姉妹の相続分と同様になります。

〈納付書の送付について〉

市・県民税(住民税)は、1月1日時点で市に住民登録がある人に対して課税されます。

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日時点で軽自動車等を所有している人に対して課税されます。

これらの税目について、亡くなった方が課税対象となっていた場合は、地方税法第9条の規定により納税義務は相続人に承継されます。納税通知書等は、相続人代表者として指定された方に送付されます。(※軽自動車税は年度途中で廃車しても還付されません)

〈相続放棄された場合について〉

相続放棄をされた場合は、家庭裁判所※が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しまたは「相続放棄申述受理証明書」をご提出ください。

※お亡くなりになった方の最後の住所地を所管する家庭裁判所で相続放棄申述が必要です。

【問い合わせ先】

岩手県盛岡市内丸12番2号

財政部市民税課

○市・県民税に関するお問い合わせ

・市民税第二・第三係

電話 019-613-8497・8498(直通)

○軽自動車税に関するお問い合わせ

・諸税係

電話 019-613-8499(直通)